

報道機関 提供資料

問合わせ

半田市議会事務局 議事課
議事課長 新美 恭子
0569-84-0694

令和 5 年 6 月 2 3 日

名 称	令和 5 年第 4 回半田市議会定例会の議決結果について
日 時	6月23日（金）14時～
場 所	半田市役所 議場
主催者	半田市議会
参加者	半田市議会議員及び半田市長はじめ関係幹部職員等
趣 旨 (目 的)	令和 5 年第 4 回半田市議会定例会の議決結果を送付します。
内 容	別紙のとおり
写真提供	有 ・ 無

半田市企画課企画広報担当
0569-84-0605



令和 5 年第 4 回半田市議会定例会 議事日程（第 5 号）

令和 5 年 6 月 2 3 日（金） 午後 2 時 0 0 分 開議

日程	議案番号	議 案 題 名	付 託 委員会	審議結果
1	3 4	令和 5 年度半田市一般会計補正予算第 3 号	各常任 委員会	原案可決
2	3 5	令和 5 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号	建設産業	原案可決
3	3 6	地方独立行政法人知多半島総合医療機構定款の制定について	総務	原案可決
4	3 7	地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会の共同設置に関する協議について	総務	原案可決
5	3 8	第 2 一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事（週休 2 日制工事）請負契約の締結について	建設産業	原案可決
6	3 9	新学校給食センター建設工事（週休 2 日交代制工事）請負契約の締結について	文教厚生	原案可決
7	4 0	新学校給食センター建設電気工事（週休 2 日交代制工事）請負契約の締結について	文教厚生	原案可決
8	4 1	新学校給食センター建設管工事（週休 2 日交代制工事）請負契約の締結について	文教厚生	原案可決
9	4 2	新学校給食センター建設空調工事（週休 2 日交代制工事）請負契約の締結について	文教厚生	原案可決
1 0	4 3	新学校給食センター建設厨房工事（週休 2 日交代制工事）請負契約の締結について	文教厚生	原案可決
1 1	意見書 1	带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について		原案可決
1 2	議員提出 1	半田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について		原案可決
1 3	議員提出 2	半田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について		原案可決
1 4	議員提出 3	特別委員会の設置について		原案可決

1 5		特別委員会委員の選任について		選任
1 6		議員派遣について		原案可決

意見書案第 1 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

令和 5 年 6 月 2 3 日提出

提出者	半田市議会議員	竹 内 功 治
"	"	鈴 木 幸 彦
賛成者	"	中 村 和 也
"	"	伊 藤 正 興
"	"	芳 金 秀 展
"	"	坂 井 美 穂
"	"	渡 邊 昭 司
"	"	石 川 英 之

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年6月23日

半 田 市 議 会

提出先

厚生労働大臣

財 務 大 臣

議員提出議案第一号

半田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

半田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十三日提出

提出者	半田市議会議員	竹内功治
同	同	鈴木幸彦
賛成者	同	中村和也
同	同	伊藤正興
同	同	芳金秀展
同	同	坂井美穂
同	同	渡邊昭司
同	同	石川英之

半田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会議員の政治倫理に関する条例（平成二十九年半田市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中、「尊重し、その結果が議員辞職勧告の場合、辞職手続きをとらなければならない。」を「尊重する。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第二号

半田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

半田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十三日提出

提出者	半田市議会議員	竹内 功治
同	同	鈴木 幸彦
賛成者	同	中村 和也
同	同	伊藤 正興
同	同	芳金 秀展
同	同	坂井 美穂
同	同	渡邊 昭司
同	同	石川 英之

半田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、半田市議会議員（以下「議員」という。）が半田市に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。）以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況の公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期満了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第一項第一号工において同じ。）における半田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- 一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
- ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告（前条第二項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第四条 第二条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して十年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第 3 号

特別委員会の設置について

半田市議会委員会条例第 6 条の規定により、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和 5 年 6 月 2 3 日提出

提出者	半田市議会議員	竹 内 功 治
〃	〃	鈴 木 幸 彦
賛成者	〃	中 村 和 也
〃	〃	伊 藤 正 興
〃	〃	芳 金 秀 展
〃	〃	坂 井 美 穂
〃	〃	渡 邊 昭 司
〃	〃	石 川 英 之

記

- 1 公共施設マネジメント調査特別委員会（委員 1 0 人）
公共施設の管理運営や活用の手法について
- 2 健康寿命延伸調査特別委員会（委員 9 人）
市民生活の質向上を図るための健康寿命の延伸について

半田市議会特別委員会委員

公共施設マネジメント調査特別委員会（10人）

小出 義一	有留 麻由
國弘 秀之	山本 裕介
芳金 秀展	山田 清一
新美 保博	加藤 美幸
鈴木 幸彦	竹内 功治

健康寿命延伸調査特別委員会（9人）

中村 和也	伊藤 正興
鈴木 英華	田中 嵩久
坂井 美穂	麻生 七海
榊原 瑞輝	渡邊 昭司
石川 英之	

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和5年6月23日提出

記

東海地区競艇主催地議会協議会定期総会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 津市
- (3) 派遣期間 令和5年6月30日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員

県下五市議会議長協議会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 岡崎市
- (3) 派遣期間 令和5年7月20日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員

衣浦五市議会議長会議

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 西尾市
- (3) 派遣期間 令和5年7月24日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員

知多五市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 東海市
- (3) 派遣期間 令和5年8月10日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員